



曲がりくねって、ただいま。
大阪府 豊能町
OSAKA TORANO TOWN

報道資料

令和6年2月22日

保育料及び給食費の算定誤りによる 返還について

令和2年度から令和5年度の町立保育所、町立認定こども園、町立幼稚園の保育料等について、算定誤りによる過徴収が判明しました。対象児童は6名、対象額は合計89,725円です。既に対象者の保護者あて電話による謝罪と文書による通知を行っており、現在返還に向けた手続きを進めています。

本件につきましては、住民の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、このようなことが発生しないよう再発防止に努めて参ります。

1、対象者及び返還額（うち1名は複数年度対象）

令和2年度	1名	18,320円	（保育料）
令和3年度	1名	4,735円	（給食費）
令和4年度	3名	27,720円	（保育料2名、給食費1名）
令和5年度	2名	38,950円	（保育料2名）

2、算定誤りの原因

- 平成30年度分の個人住民税から、県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市（地方自治法第252条の19による指定）における市区町村民税の税率が6%から8%に改正された。
- 町立保育所等の保育料や給食費の算定は、町規則により市町村民税額に基づいて階層区分を判定することとなっている。指定都市から豊能町への転入者の市町村民税額は8%で計算されているが、本来は豊能町の税率である6%で再計算した市町村民税額により階層区分を判定すべきところ、8%の税率のままで判定したため、誤った階層区分判定により過徴収が発生した。
- 令和5年8月に通知した令和5年9月～令和6年8月分保育料について、再度点検を行っていた際に上記の算定誤りが判明したため、過去分につい

ても調査したところ、令和2～4年度分についても同様の算定誤りが判明した。

3、再発防止策

保育料等については、条例や規則に則り適正に算定するとともに、担当者間の引継ぎを確実にを行うことにより再発防止に努めて参ります。

この件に関するお問い合わせは

◇豊能町教育委員会こども未来部こども育成課

課長 高田 浩史 (TEL 072-739-3432 直通)